

最終更新日：2009年6月26日

インスパ이어株式会社

代表取締役社長 駒澤 孝次

問合せ先：03-5418-4811

証券コード：2724

<http://www.inspire-inc.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指した、経営の透明性及び健全性の確保、コンプライアンス体制の整備及び迅速かつ公平な経営情報の開示の推進などを通じて、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図ってまいりました。

また、株主及び各ステークホルダーの利益を最大限に尊重するという責務を果たすためには、経営の迅速化を図ることが重要であると認識しております。

今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の重要課題であると位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
トレーダーズパートナー有限責任事業組合	22,821	37.73
金 淳次	2,470	4.08
株式会社ミュージックスコーポレーション	1,978	3.27
玉木 延美	1,451	2.40
名畑 寿美	1,451	2.40
石見 一貢	1,451	2.40
矢野 保	1,451	2.40
小泉 新	1,290	2.13
三木 茂	1,290	2.13
諏訪 明彦	1,290	2.13

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス
決算期	3月
業種	卸売業
(連結) 従業員数	100人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
前田 直樹	他の会社の出身者						○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
前田 直樹	——	同氏の経歴を通じて培った会計実務における豊かな経験・高い専門知識と見識を当社の経営に反映していたため

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

平成21年6月26日をもって、社外取締役であった小嶋千之氏は業務執行取締役に就任いたしましたので、社外取締役ではなくなりました。

平成 20 年 5 月 8 日開催の臨時株主総会での就任以降に前事業年度に開催された該当する取締役会 44 回のうち、小嶋千之氏は 41 回の出席となっております。なお、当事業年度におきましては、該当する取締役会 10 回全てに出席しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3 名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

(1) 会計監査人との連携状況につきましては、四半期決算及び本決算時並びに事業年度開始時に会計監査役が監査のため来社した機会を利用して、当該年度の監査計画、日程等及び監査結果、懸念事項等について打合せを行っております。

(2) 中間決算、本決算時での監査結果の報告会を監査終了後に開催しており、そこで監査内容及び結果について忌憚のない意見交換を行っております。

(3) 上記のほか、不定期ではありますが、疑問点や不明な事項については、随時電話やメールでの情報交換を行っており、会計監査人とは、良好な関係を維持しております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

(1) 内部監査室との連携状況につきましては、当該年度ないしは半期の内部監査計画、日程等及び内部監査結果、懸念事項等について打合せを行っております。

(2) 本決算時での監査結果の報告会を監査終了後に開催しており、そこで個別の監査内容及び結果について忌憚のない意見交換を行っております。

(3) 上記のほか、不定期ではありますが、疑問点や不明な事項については、随時電話やメールでの情報交換を行っており、内部監査室とは、良好な関係を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係 (※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
荒井 薫	公認会計士				○					
大箸 郁夫	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

- e 他の子会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
荒井 薫	——	同氏は、企業経営の経験はありませんが、公認会計士であり、会計実務に対する専門的な知識・経験を有しており、また監査役を歴任していることから、それらの知識を当社の監査体制に活かしていただくため
大箸 郁夫	——	同氏は、企業経営の経験はありませんが、弁護士であり、企業法務に対する専門的な知識・経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、それらの知識を当社の監査体制に活かしていただくため

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

平成 20 年 10 月 10 日をもって、社外監査役の駒村裕氏は常勤監査役に就任いたしました。また合わせて、同日付けを以って大箸郁夫氏は社外監査役に就任いたしました。

また、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 18 期定時株主総会の終結の時を以って下條利秋氏は監査役を退任し、荒井薫氏が新たに選任されております。

平成 20 年 6 月 25 日開催の第 17 期定時株主総会での就任以降に、前事業年度中に開催された出席すべき取締役会に対して駒村裕氏は 35 回のうち 32 回の出席、大箸郁夫氏は 24 回のうち 20 回の出席となっております。なお、当事業年度におきましては、両名とも該当する取締役会 10 回の全てに出席となっております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は従来からのストックオプション制度や、目標管理を明確に取り入れた人事制度の導入に加え、平成 16 年 8 月には役員及び社員持ち株会を発足し、役員、従業員間の更なるインセンティブの向上に努めております。今後とも企業価値を高めるための経営管理体制の実施も充実してまいります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

平成 20 年 6 月 25 日開催の第 17 期定時株主総会にて取締役及び監査役、当社使用人及び社外協力者の各々に対するストックオプションとしての新株予約権の発行について決議いただいております。平成 21 年 6 月 19 日開催の当社取締役会において発行要領及び付与数を決議しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段 更新	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役総額と監査役総額に分けて開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

経営企画室及び経営管理部が補佐業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

現在、当社の取締役は 6 名(内、社外取締役 1 名)、監査役は 3 名(内、社外監査役 2 名)であり、毎月 1 回定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令、定款で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断が、効率的かつ慎重に行われており、監査役による年間の監査方針及び監査計画に基づいた監査を実施しております。また監査役 3 名とは、いずれも一切の人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

会計監査については、監査法人ウィングパートナーズと監査契約を締結し、監査を受けております。

当社はまた日常の業務において必要の都度、弁護士、税理士等の専門家から経営判断上の助言を受け、「コンプライアンス規範」に基づきその維持、強化に努めております。

役員報酬の決定は、株主総会決議に基づき、取締役は取締役会において、監査役は監査役間の協議をもって決定しております。

また会計監査任の報酬につきましては、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IR に関する活動状況 更新

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
IR資料の ホームページ掲載	なし	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書などを掲載しております。
IRに関する部署 (担当者)の設置	—	経営企画室が担当しております。
その他	—	個人投資家向けのセミナーの開催を不定期に行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、 CSR活動等の実 施	環境保全活動をしております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」という。)を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社及び当社グループ会社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を役員及び使用人全員への浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかをグループ社員全員に意

識付けする。

(2)内部統制管掌取締役(CCO:チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、当社及び当社グループ会社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。そのための組織として CCO が統括する内部統制委員会を設置する。

(3)万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案がCCOを通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。

(4)当社及び当社グループ会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組み(内部通報制度)を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理(廃棄を含む)し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。

(2)文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直しまたは制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。

(2)リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。

(3)大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係わる意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。

(2)ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)親会社との連携を保ちながら、「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正確保を図る。

(2)CCOが統括する内部統制委員会には、グループ主要各社の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社及びグループ各社間での協議、情報の共有化等の場とする。

(3)日常的には、グループ管理担当部署が、関係会社管理ルールに基づいて各子会社に必要事項を指示・要請する等により、グループ全体の業務の適正を図るための必要な措置をとるとともに、各社それぞれの内部統制システムの整備について必要な助言・支援を行う。

(4)グループ各社において法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口で報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は、当該会社の監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役

からの独立性に関する事項

(1) 監査役は、必要がある場合は、事前にCCOに通知して内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。

(2) 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。

(3) 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。

(4) 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

(5) 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。

(a) 法令・定款に違反する事実を発見したとき

(b) 当社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき

(2) 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。

(3) 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。

(2) 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 反社会勢力による不当な要求などが発生した場合には、CCOが統括する内部統制委員会及び反社会勢力対応部署が連携し、情報の一元管理・蓄積を行ない、速やかにCCOを通じて取締役会及び監査役会に報告される体制の整備、強化を図る。

(2) 反社会勢力対応部署を中心とし、対応マニュアルの整備を進める。また、当社及び当社グループ会社の使用人全員に対し研修を実施するほか、必要に応じ外部機関とも連携し、体制の強化を図る。

(3) 新規取引先との取引開始にあたっては与信管理のための外部調査機関の活用や既存取引先からの情報の収集を行う。

(4) 株主の属性判断を行なう際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会勢力の排除に努める。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

